

# 鳥獣被害防止総合支援事業

市では、電気柵やワイヤーメッシュ柵等、鳥獣の侵入を防ぐ「侵入防止柵」の購入費を補助する「侵入防止柵等設置補助金」にて、鳥獣被害対策を支援してまいりました。

令和8年度より、ツキノワグマ対策をさらに強化するために「誘引果樹伐採事業」を追加し、「侵入防止柵等の設置」と「誘引果樹の伐採」に対して支援いたします。

これに伴い、補助金の名称が「鳥獣被害防止総合支援事業補助金」に変更となります。

## <事業概要>

下記のとおり、鳥獣被害対策に係る取組を支援します。

### 1. 個別被害対策支援

市内に住所を有する個人又は法人・団体において、農作物被害や人的被害を防止することを目的に設置した侵入防止柵の購入費用の一部を補助します。

### 2. 広域被害対策支援

市内の行政区を単位とする地区が、専門家による集落環境診断に基づいて実施する総合的な鳥獣被害対策を支援します。

## <支援の詳細>

補助金の申請については、同一年度につき1回までとなります。

### ○個別被害対策支援の内容

	補助率	補助上限額
個人	50%	5万円
法人又は団体	60%	8万円

補助対象費用：ワイヤーメッシュ柵、防獣ネット柵、電気柵等の侵入防止柵の購入に係る費用

※令和8年度より防草シート等、維持管理に係る費用についても補助対象となります。

## ○広域被害対策支援の内容

### (1) 集落環境診断の実施に係る専門家の派遣

広域での鳥獣被害対策を進める上で、自らの地区が現在どのような現状にあるのかを把握し、対策として必要な取組は何かを考えるため、専門家の指導の下、地区外縁の状況や、地区内の農作物等の環境を診断します。

また、地区の集会所等で座学を実施し、鳥獣被害対策や野生鳥獣の習性等の基礎を学ぶ機会を設けるとともに、環境診断を実施した地区の現状を地図に落とし共有することで、現状理解の促進と鳥獣被害対策の必要性等の意識醸成を図ります。

### (2) 広域で設置する侵入防止柵の購入費用の一部補助

	補助率	補助上限額
地区	80%	50万円

補助対象費用：ワイヤーメッシュ柵、防獣ネット柵、電気柵等の侵入防止柵の購入に係る費用および侵入防止柵の維持管理に係る費用

### (3) 誘引果樹の伐採費用に対する補助

	補助率	補助上限額
地区	50%	1本あたり2万円 ※申請50万円

補助対象費用：誘引果樹の伐採に要する費用

※業務委託する場合は運搬委託料を含んだ業務委託料が対象となります。

## ※広域被害対策実施地区での支援を受ける条件と実施地区の指定について

地区で広域被害対策を実施する場合、下記の条件を満たす必要があります。

- (1) 専門家による集落環境診断を受け、地区において情報を共有する。
- (2) 環境診断の結果に基づき、広域で緩衝帯（里山）を整備する。
- (3) 環境診断の結果に基づき、広域で侵入防止柵を設置する。
- (4) 上記の内容で侵入防止柵を整備した場合は、事業開始年度から5年間実績報告を行う。

また、新たに広域被害対策地区に指定されるためには、事業開始希望年度の前年度の9月までに農林課に事業実施希望である旨を連絡する必要があります。

①集落環境診断の様子（実際の写真）



②侵入防止柵設置ルート確認の様子（実際の写真）



③侵入防止柵設置の様子（実際の写真）

